

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 利用の手引き

半 田 市
【令和7年4月改訂】

目 次

1	はじめに	1
2	半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは	1
3	定義	2
4	制度を利用することができる方	3
5	必要書類	4
6	宣誓の流れ	5
7	交付書類	6
8	証明書等の再交付	7
9	記載事項の変更	7
10	証明書等の返還	8
11	自治体間連携	9
12	よくある質問	10

1 はじめに

本市では、「みんなが輝くチャレンジプラン（第3次半田市男女共同参画推進計画）」に掲げる基本施策「多様性への理解の促進」に基づき、性的少数者をはじめ、性の多様性への理解を深めるとともに、一人ひとりの個性や多様な価値観が尊重される社会を目指すため、「半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入します。

この制度は、法律婚とは異なり、法律上の権利や義務をともしないものではありますが、二人が互いを人生のパートナーとして、安心して生活ができるよう、二人の関係を尊重することに、大きな意義があると考えています。

本市として、市民や事業者の皆様にも制度の趣旨を尊重していただくことを通して、多様な生き方を応援し、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指します。

2 半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

同性・異性を問わず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した二人がパートナーシップ関係にあることを市に宣誓し、宣誓したことを市が認める制度です。

また、二人（一方又は双方）に未成年の子どもがいる場合には、子どもも含めて家族として、ファミリーシップ関係を宣誓することができます。

性的少数者に限らず、様々な事情により、婚姻の意思があっても、現行の民法および戸籍法上の婚姻制度では不都合などがあり、生きづらさを抱えている方（事実婚を含む）も対象となります。

3 定義

それぞれの用語の定義は次のとおりです。

(1) 性的少数者

性自認（自己の性別についての認識をいう。）が出生時の性と異なる者及び性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者をいう。

(2) パートナーシップ

お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係をいう。

(3) ファミリーシップ

パートナーシップ関係にある者が、一方又は双方の子（実子又は養子をいう。）を含め、家族として協力し合う関係をいう。

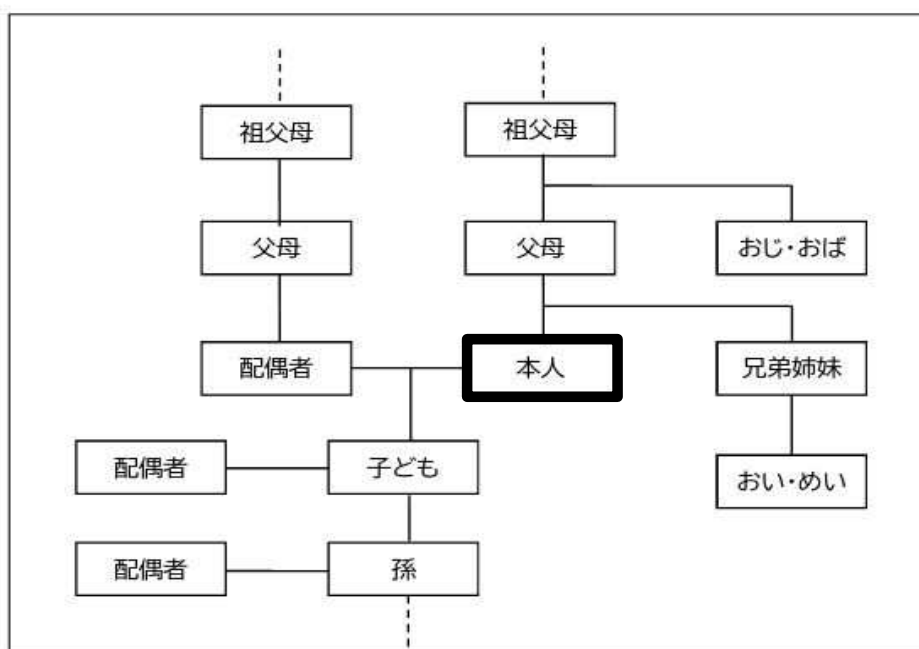
4 制度を利用することができる方

宣誓をするには、次の要件をすべて満たす必要があります。

(1) パートナーシップ関係にあることを宣誓するとき

- ① パートナーシップ関係にある、双方が成年であること（満18歳以上）
- ② 双方が半田市民、または一方が半田市民で、もう一方が3ヶ月以内に半田市へ転入予定であること。
- ③ 双方ともに配偶者がいないこと。
- ④ 他の方とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- ⑤ 互いに近親者でないこと（ただし、養子縁組をしたことにより近親者となった場合は除く。）。

【⑤近親者の範囲】



(2) ファミリーシップ関係にあることを宣誓するとき

- ① 双方または一方に未成年の子どもがいること。
- ② ファミリーシップ対象の子どもは、双方または一方と生計が同じであること。

5 必要書類

パートナーシップ・ファミリーシップを宣誓するには、「半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」の記入のほか、次の書類が必要です。

※（４）、（５）は該当する方のみ。

（１）住民票の写し又は住民票記載事項証明書（３ヶ月以内に発行されたもの）

※転入予定の方は、転入後２週間以内にご提出ください。

（２）婚姻をしていないことが確認できる書類（３ヶ月以内に発行されたもの）
次のいずれかの書類

- 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）または戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- 独身証明書
- 外国籍の方は、大使館が発行する婚姻要件具備証明書など（日本語訳を添付してください。）

（３）本人確認ができるもの

次のいずれかの書類

- マイナンバーカード
- 運転免許証
- 旅券（パスポート）
- その他、官公署が発行した顔写真付きの証明書 など

（４）ファミリーシップ関係を宣誓するときは、子どもとの関係がわかるもの
（戸籍謄本又は住民票の写し など）

（５）通称名を使用する場合は、日常生活において使用していることが確認できる書類（各種会員証や郵便物など）

6 宣誓の流れ

(1) 宣誓日の事前予約

宣誓希望日（土、日、祝日、年末年始を除く）の7日前までに、電話、メールまたは半田市公式 LINE にて予約してください。

【予約連絡先】

電話：0569-84-0609（企画部市民協働課）

メール：s-kyodo@city.handa.lg.jp

【半田市公式 LINE での予約方法】

半田市公式 LINE のメニュー画面、「くらしの案内」の「窓口相談予約」より「パートナーシップ・ファミリーシップ申請」を選択し、予約をしてください。

※予約は1枠につき1組となります。



△半田市公式 LINE
友だち追加用 QR コード

(2) 宣誓書の提出

予約した日時に、必要書類を持って、原則、二人揃って企画部市民協働課へお越しください。

※二人揃っての来庁が難しい場合や個室での宣誓を希望される場合は事前にご相談ください。

(3) 宣誓書受領証明書等の交付

宣誓の日から約1週間後に宣誓書受領証明書等を交付しますので、本人確認書類を持って、お越しください（来庁が難しい場合には、郵送いたします。）。

交付書類

①半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書

※1組につき1枚交付します。

②半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード

※それぞれ一人につき1枚ずつ交付します。

7 交付書類

① 宣誓書受領証明書（A4サイズ）

（表）

（裏）

② 宣誓書受領証明カード（免許証サイズ）

（表）

（裏）

8 証明書等の再交付

証明書等の紛失、毀損などにより再交付を希望される場合は、「半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書」の記入のほか、次の書類が必要です。

必要書類

①本人確認ができるもの

※紛失以外の場合は、証明書等も併せて提出してください。

9 記載事項の変更

次のいずれかに該当する場合は、必要書類を添えて、「半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届」を提出してください。

- 氏名や通称名の変更があったとき。
- 住所の変更があったとき。
- ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき。
- 新たにファミリーシップ対象者を追加するとき。
- ファミリーシップ対象者が成年に達したとき。

必要書類

- ①変更内容がわかる書類（戸籍抄本・住民票の写し・日常生活で通称名を使用していることがわかるもの など）
- ②交付済みの受領証明書および証明カード
- ③本人確認ができるもの

10 証明書等の返還

次のいずれかに該当する場合は、「半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届」の提出と併せて、証明書等を返還してください。

- パートナーシップ関係を解消したとき。
- 二人のいずれかが死亡したとき。
- 二人のいずれかが市外へ転出したとき。
- 宣誓の要件に該当しなくなったとき。

また、次のいずれかに該当する場合は、宣誓を無効とします。

- 宣誓者がパートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき（双方の同意がないことが判明したとき。）。
- 宣誓者の要件に該当していないことが判明したとき。

必要書類

- ① 交付済みの受領証明書および証明カード
- ② 本人確認ができるもの

11 自治体間連携

半田市では、制度を利用している方が転入・転出する場合に生じる負担の軽減を図るため、自治体間連携を行っています。パートナーシップ・ファミリーシップ制度を利用されている方が連携自治体間で転出入をする場合、手続きが一部省略できます。（省略できる手続きについては自治体によって異なります。また、転出元及び転入先の双方の連携自治体において、宣誓制度の対象となる場合に限りです。）

なお、連携自治体については、ホームページでご確認ください。

【半田市から連携自治体へ転出する場合】

半田市から連携自治体へ転出する場合は、宣誓書受領証明書等返還届の提出は不要です。転出先の連携自治体にて継続申告の手続きを行ってください。（半田市が交付した受領証明書等を転出先の連携自治体へ提出してください。）

【連携自治体から半田市に転入する場合】

連携自治体において、パートナーシップの宣誓をされている方が半田市へ転入する場合には、再度の宣誓は不要となります。

連携自治体で交付された宣誓書受領証明書等を添付し、「半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書」を提出いただくことにより、宣誓書受領証明書等を交付します。

必要書類

※④、⑤は該当する方のみ

- ①転出元の連携自治体での交付された宣誓書受領証明書等
- ②住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）
※転入予定の方は、転入後2週間以内にご提出ください。
- ③本人確認ができるもの
- ④ファミリーシップ関係を宣誓するときは、子どもとの関係がわかるもの（戸籍謄本又は住民票の写しなど）
- ⑤通称名を使用する場合は、日常生活において使用していることが確認できる書類（各種会員証や郵便物など）

12 よくある質問

- Q1. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と、結婚との違いは何ですか。
- A1. 結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生しますが、半田市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ制度は法的効力を有するものではなく、自治体独自の制度となります。
この制度は、二人が互いを人生のパートナーとして、安心して、生活ができるよう、多様な生き方を応援するものです。
- Q2. 宣誓に費用はかかりますか。
- A2. 宣誓や受領証明書等の交付は無料です。ただし、必要書類（住民票、戸籍抄本など）の交付手数料は宣誓者負担となります。
- Q3. プライバシーは守られますか。
- A3. 宣誓を行う際は事前予約をしていただき、通常は市民協働課窓口にて、希望される場合は個室にて宣誓を行うことができます。
- Q4. 代理人や郵送・メールでも宣誓できますか。
- A4. 代理人および郵送・メールによる宣誓はできません。二人の意思確認をさせていただきますので、二人で窓口にお越しください。ただし、特別な事情（パートナーが入院中など）により、二人での来庁が難しい場合は、ご相談ください。
- Q5. 通称名を使用して宣誓できますか。
- A5. 使用することができます。日常生活において、その通称名を使用していることがわかる書類を提示いただくことで、証明書等に記載されます。

Q 6. 宣誓は同性パートナーとしかできないのですか。

A 6. 同性パートナーに限定した制度ではなく、宣誓の要件を満たしていれば、性的少数者に限らず、様々な事情により、婚姻の意思があっても、現行の婚姻制度では不都合などがあり、生きづらさを抱えている方（事実婚を含む）も宣誓することができます。

Q 7. 半田市に住んでいなくても宣誓できますか。

A 7. 二人とも半田市に住んでいるか、一人が半田市に住んでいて、もう一人が3ヶ月以内に半田市に転入予定であれば宣誓できます。

Q 8. 同居していないと宣誓できませんか。

A 8. 同居していないと宣誓は可能です。ただし、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係であることが 必要です。

Q 9. 証明書等を提示することで、どんなサービスが受けられますか。

A 9. この制度に法的効力はありませんが、証明書等を提示することで、家族として利用できる制度やサービスがあります。市役所の手続きでは、市営住宅の入居申し込みなどの際に提示してください。

民間企業でも利用できるサービスが広がるよう、民間企業に対しても、多様な性への理解促進に向けた啓発を行っていきます。

行政サービス	内 容
市営住宅への入居申込	事実上婚姻関係と同様の事情にある者として申込みができる。
税務証明書の交付（所得証明書、納税証明書など）	親族とみなして同居の場合は、申請及び受領ができる。
住民票の続柄記載	住民票における世帯主との続柄を「同居人」ではなく、「縁故者」と記載することができる。
市職員の福利厚生等	各種手当、休暇、祝金について利用することができる。

※本制度利用の有無に関わらず、所定の要件を満たしていれば代理申請できるなど、他の行政サービスを利用することができる場合があります。

発 行 半田市企画部市民協働課
〒475-8666
半田市東洋町 2-1
T E L : 0569-84-0609
メール : s-kyodo@city.handa.lg.jp
